



## 宮崎県公報

平成30年8月6日(月曜日) 第3018号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 41,700円

## 目次

## 告示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)……………(砂防課) 1

頁

○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) 1  
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する  
計画の変更……………(水産政策課) 2  
○公共測量の実施の通知……………(管理課) 6

## 告示

## 宮崎県告示第660号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年8月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 信成町-1地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	宮崎市佐土原町東上那珂字河原田 16402先道路敷
2	” ” ” ” 16403
3	” ” ” ” 16403
4	” ” ” ” 字松月下 16383
5	” ” ” ” 16382-1先水路敷
6	” ” ” ” 字河原田 16399-1
7	” ” ” ” 16399-1先道路敷
8	” ” ” ” 字松月下 16372
9	” ” ” ” 字河原田 16393先道路敷

## 宮崎県告示第661号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年8月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 鶴地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線、標柱5号と標柱6号を国道219号官民地境界線に沿って結んだ線、標柱6号から標柱8号までを道路敷官民地境界線

に沿って順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	児湯郡西米良村大字村所字鶴15番2
2	” ” ” ” 13番1
3	” ” ” ” 2番266
4	” ” ” ” 2番265
5	” ” ” ” 105番7
6	” ” ” ” 100番1
7	” ” ” ” 29番1
8	” ” ” ” 15番

## 宮崎県告示第662号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成30年8月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 届出者の名称

株式会社建築構造センター

## 2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社建築構造センター本社	東京都新宿区新宿1丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階
株式会社建築構造センター東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階
株式会社建築構造センター福島事務所	福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室
株式会社建築構造センター群馬事務所	群馬県高崎市八島町262番地 内藤ビル2階
株式会社建築構造センター	埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番

ンター埼玉事務所	3号 さいたま浦和ビルディング3階
株式会社建築構造センター千葉事務所	千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階
株式会社建築構造センター神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号 日総第8ビル8階
株式会社建築構造センター長野事務所	長野県長野市南県町1082番地 KOYO 南県町ビル5階
株式会社建築構造センター愛知事務所	愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 久屋パークビル7階
株式会社建築構造センター三重事務所	三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階
株式会社建築構造センター山陰事務所	島根県松江市中原町6番地
株式会社建築構造センター岡山事務所	岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 成広ビル2階
株式会社建築構造センター広島事務所	広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室
株式会社建築構造センター香川事務所	香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階
株式会社建築構造センター愛媛事務所	愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 ミツネビルディング 601号室
株式会社建築構造センター福岡事務所	福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階
株式会社建築構造センター佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号 SONIC 佐賀駅前ビル 704号室
株式会社建築構造センター長崎事務所	長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階
株式会社建築構造センター鹿児島事務所	鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室
株式会社建築構造センター沖縄事務所	沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄県建設会館4階

3 変更年月日

平成30年7月30日

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋

生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

平成30年8月6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国第14位（平成28年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
  - (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
  - (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
  - (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
  - (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
  - (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。
  - (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
  - (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
  - (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
  - (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
- 第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	平成29年		平成30年
	まさば及びごまさば	26,000トン	10,000トン
まいわし	若干	37,000トン	
まあじ	若干	若干	

(注) 「平成29年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成29年7月から平成30年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成29年1月から平成29年12月までである。「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。

### 3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		平成29年	平成30年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	25,532トン	9,686トン
	まいわし	若干	36,748トン
	まあじ	若干	若干

(注) 「平成29年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成29年7月から平成30年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成29年1月から平成29年12月までである。「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。

### 4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

#### 【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。)の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

#### 【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行

っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

#### 【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

### 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

### 6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

#### 1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

(1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中において、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。

(2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。

(3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。

(4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

#### 2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第4管理期間(平成30年7月1日から平成31年3月31日まで)におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下、「小型魚」という。）	10.2トン	うち 1.2トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下、「大型魚」という。）	1.0トン	—

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとし、大型魚は採捕の種類別に定められないものとする。

採捕の種類	小型魚
本県の漁船漁業等の割当量	6.4トン
本県の定置漁業の割当量	2.6トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

(2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について

(1)に掲げる小型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとし、大型魚は採捕の期間別に定められないものとする。

なお、各期間別の未消化数量については、未消化数量の5割を次の期間へ充当し、残りの5割を県留保に充当することとする。

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	6.4トン	2.6トン
うち 7月～9月	2.0トン	0.4トン
10月～12月	1.0トン	1.8トン
1月～3月	3.4トン	0.4トン

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に以下に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採

捕
割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

(注) 割当量とは、小型魚にあつては採捕の種類別の割当量をいい、大型魚にあつては知事管理量をいう。

② ①の県への一報は、以下の流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があつた場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

③ ①の緊急報告による急激な採捕があつた場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、以下のとおりとする。また、県は、当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があつた旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があつた旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があつた場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

① 県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量（留保の数量を除く。）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

② また、採捕の数量が我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はを超えるおそれが著しく大きいと認める時点で、農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で①の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって①の公表とする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の

規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等 (小型魚)

ア 割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 80 キログラムを採捕の上限とし、80 キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、小型魚の漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 40 キログラムを採捕の上限とし、40 キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、小型魚の漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
- ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業 (小型魚)

ア 割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 ヶ統当たり 80 キログラムを採捕の上限とし、80 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 ヶ統当たり 40 キログラムを採捕の上限とし、40 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

③ 大型魚

知事管理量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき。なお、以下の取組は、知事管理量の 9 割を超えるおそれがあると認めるときまで継続して実施する。

- ・漁船漁業等では、漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛し、くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとする。
- ・定置漁業では、漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。

- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 協定の締結について

県は、法第 13 条第 2 項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討準備を進める。具体的には、本年中に「くろまぐろ資源管理協議会」(仮称)を立ち上げるものとし、第 5 管理期間内の締結を目指す。

(5) 遊漁 (遊漁者及び遊漁船業者) の管理について

- ① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(1) 第 4 管理期間までの小型魚の超過分の差し引き等について

第 2 管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の 2 割 ( 2.9 トン) を上限として 9 年間にわたって分割して差し引くこととしている。ただし、第 4 管理期間は管理期間が 9 か月間であることから、漁獲枠超過量の差し引き量も 9 か月分に按分した 2.5 トン ( 下表 1 の ③) とする。

なお、本県の第 3 管理期間の未消化数量 6.5 トン ( 下表 1 の ④) は、第 5 管理期間以降の差し引きに充当することとし、第 5 管理期間以降の差し引き量の合計を 12.7 トン ( 下表 1 の ⑤) とする。また、第 4 管理期間の未消化数量については、第 5 管理期間以降の差し引き分に充当する。

表 1 第 2・第 3 管理期間の差し引き及び充当数量の表

第 2 管理 期間超過 量合計	第 3 管理 期間期首 の差し引 き済み量	第 4 管理 期間期首 の差し引 き量	第 3 管理 期間の未 消化数量 による繰 り上げ返 済分	第 5 管理 期間以降 の差し引 き量合計
24.6 トン ①	2.9 トン ②	2.5 トン ③	6.5 トン ④	12.7 トン ⑤

表 2 第 4 管理期間以降の本県の小型魚の漁獲可能数量の表

	本県全体の差 し引き数量	差し引き後の本県漁 獲可能数量
第 4 管理期間 (2018 年)	2.5 トン	10.2 トン
第 5 管理期間 (2019 年)	1.9 トン	12.8 トン
第 6 管理期間 (2020 年)	1.9 トン	12.8 トン
第 7 管理期間 (2021 年)	1.9 トン	12.8 トン
第 8 管理期間 (2022 年)	1.9 トン	12.8 トン

第9管理期間（2023年）	1.9トン	12.8トン
第10管理期間（2024年）	1.9トン	12.8トン
第11管理期間（2025年）	1.3トン	13.4トン

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州防衛局長から次のとおり通知があった。

平成30年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（用地測量、基準点測量）
- 2 作業地域  
児湯郡新富町
- 3 作業期間  
平成30年7月13日から平成30年9月28日まで